

令和 7 年度版

福利のしおり

令和 7 年 4 月

山 口 県 教 育 庁 教 育 政 策 課
公 立 学 校 共 済 組 合 山 口 支 部
一 般 財 団 法 人 山 口 県 教 職 員 互 助 会

目 次

○こういうときは

1 教職員になったとき	1
2 結婚したとき	31
3 出産したとき	31
4 育児休業をしたとき	33
5 介護休暇を取得したとき	35
6 児童手当の支給を受けるとき	36
7 病気、負傷のとき	39
8 傷病により休職したとき	44
9 派遣されたとき	45
10 配偶者同行休業の承認を受けたとき	46
11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき	46
12 公務災害及び通勤災害にあったとき	47
13 災害を受けたとき	49
14 欠勤したとき	51
15 死亡したとき	52
16 資金が必要なとき	53
17 退職するとき	
(1) 退職手当	67
(2) 任意継続組合員制度	70
(3) 退職後の諸給付（資格喪失後の給付）	71
(4) 互助会給付等	72
18 再任用されたとき	74
19 年金等について	75

○知っておきたいこと

20 健康管理事業	88
21 福利厚生事業	90
22 生命保険等	92
23 財形貯蓄	93
24 給付などの請求期限	94
25 交通事故で受診するとき	94

○どのような施設

26 教職員健康管理センター	95
27 中国中央病院	96
28 九州中央病院	97
29 山口宿泊所〔セントコア山口〕	98
30 公立学校共済組合宿泊保養施設一覧	99
31 公立学校共済組合山口支部ホームページ	100
32 一般財団法人山口県教職員互助会ホームページ	101

○問い合わせ先

福利厚生事業の担当部署	102
-------------	-----

※「福利のしおり」の中の「様式集」は「福利関係様式集」を、「マイナ保険証等」は「マイナ保険証及び資格確認書」のことを指します。

【公立学校共済組合の組合員種別に係る表記について】

公立学校共済組合の組合員には、主に「一般組合員」と「短期組合員」の2つの組合員種別（P2参照）があり、これらをまとめて「組合員」と表記していますが、必要に応じて区別して表記しています。なお、「任意継続組合員」は「組合員」と区別して表記しています。